

平成 21 年度第 3 回尾西地域審議会会議録

日時

平成 21 年 12 月 22 日（火）午後 1 時 30 分～午後 2 時 59 分

場所

尾西庁舎西館 2 階 特別会議室

議題

- (1) 12 月定例議会の報告等について
- (2) 新市建設計画の進捗状況について

出席者

委員：8 名

行政側：市長、企画部長、企画部次長、企画政策課長、同副主監

事務局：尾西事務所長、総務管理課長、同主査、同主任

欠席

委員：2 名（橋本委員、岩田委員）

（午後 1 時 30 分開会）

【尾西事務所長】

本日は、委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから平成 21 年度の第 3 回尾西地域審議会を開催させていただきます。

本日は、橋本委員さんと岩田委員さんから所用のためご欠席との連絡をいただいておりますけれど、本日は委員さん 8 名のご出席をいただいておりますので、会議の要件を満たしておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、最初に、市民憲章の唱和を、吉田会長さんの先導により行いたいと思います。会長さん、よろしくお願いします。

【吉田会長】

（市民憲章唱和）

【尾西事務所長】

ありがとうございました。引き続きお手元の次第にそって会議に入らせていただきます。はじめに、谷市長よりご挨拶を申し上げます。

【谷市長】

今日は、大変お忙しい中、尾西地域審議会にご出席賜りましてありがとうございます。政権交代が起こり、新政権が発足して3か月がたった訳でございます。大きな変化は新聞等でも報道されておりますが、私どもにとりましては大きなことは当然ではありますけど、さらに細かい項目が分かりませんと地方の行政はなかなか動きが取れないというところがございます、なかなかそのあたりが明示されませんので、当初予算の編成が迫る中で毎日イライラする気持ちで送るようなこの頃でございます。

今日の新聞報道によりますと、暫定税率や子ども手当の方も基本的な方針は決まったようでございまして、これから動いて行くんだろーと思っておりますので早く作業を進めていただきたいと思います。景気の方も依然として、低迷が続いております、なかなか明かりが見えてまいりません。市税収入が大幅にダウンをしておりますが、21年度の今年は昨年に比べますと、市税収入は19億円の減という状況でございます、22年度である来年度につきましても更に12億円の減になるだろうと、こんな見込の基で、これから当初予算の編成に取り掛かるところでございます。

様々な行政改革も進めてきてございまして、いろんな面で経費の節減に努めております。本来であればそういった節減した財源は、新しい政策の方に振り向けることが出来た筈でございますけれど、こういった景気の低迷による税収減でありますとか、あるいは政権交代によります制度の変更でありますとか、そういった部分への対応に当てざるを得ないような状況が今はございまして、そういう意味で大変残念な気持ちでございます。

特に、来年は職員の皆さんにも大変つらい事でございますが、10パーセントの地域手当というのが本給に加算されてございまして、これが7パーセントカットして3パーセントになるということで組合との了解も成立いたしまして、来年から導入がなされます。これによって、10億円近い人件費の減になる訳であります。こういったものも税収減の方の補填に回さなければいけない状況でございます、なかなか難しい財政運営が迫られているということでございます。

今日は、12月定例議会が終わったばかりでございますが、そのご報告やら新市建設計画の進捗状況やら、ご報告かたがたいいろいろと、またご意見を頂戴いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今日は、誠にありがとうございました。

【尾西事務所長】

ありがとうございました。

議事に移ります前に、事務局より防犯一口広報と交通安全の一口広報をさせていただきます。

【総務管理課長】

「防犯一口広報」、「交通安全一口広報」

【尾西事務所長】

委員の皆様におかれましても、いろいろな場所で、防犯及び交通安全の声かけをしていただきますようお願いいたします。

それでは、本日の議事に移らせていただきます。会議の取り回しは吉田会長さんをお願いいたしますので、よろしくをお願いいたします。

【吉田会長】

では、早速議題に入ります。皆さん年末でお忙しいところご出席いただきありがとうございます。では、議題 1 番、1 2 月定例議会の報告についてを説明をしてください。

【尾西事務所長】

それでは議題 1 の 1 2 月定例議会の報告等についてご説明させていただきます。

1 2 月定例議会の会期は、1 1 月 3 0 日から昨日の 1 2 月 2 1 日まででございました。

まず、補正予算についてご説明させていただきますので、お手元の資料ナンバー 1 をご覧いただきたいと思います。資料名は、平成 2 1 年度補正予算の概要でございます。

1 2 月補正予算は、国・県補助金等の決定や内定による関係経費の補正、上半期の予算執行による各種経費の過不足調整、給与改定による人件費の減額のほか、新型インフルエンザワクチン予防接種関連経費、小中学校用地購入費、財政調整基金の積み立てが主なものでございます。予算規模といたしましては、一般会計の補正予算額は 1 0 億 3 , 2 6 4 万 9 千円でございます。

一般会計の主な事業としましては、マスコットキャラクター製作関係経費 6 3 万 5 千円でございますが、これは、市制 9 0 周年を記念して、マスコットキャラクターを一般公募するための経費でございます。

続きまして、児童クラブ新規開設関係経費 3 6 5 万 8 千円でございますが、これは、仮称小信中島児童クラブの開設によるものでございまして、開設場所につきましては、資料を 1 枚はねていただきまして資料ナンバー 1 の 1 をご覧いただきたいと存じます。位置図の右下のところの小信中島小学校でございまして、そこから西北の矢印が示してございますけど、この黄色で記してあるところが、開設場所でございます。所在地は小信中島字柳枯草場 9 1 5 番地でございます。木造 2 階建の床面積 1 5 5 m²で、定員は 5 0 名でございます。

恐れ入りますが、戻っていただきまして、資料ナンバー 1 をご覧いただきたいと思います。丸の下から 2 番目でございますが、新型インフルエンザワクチン予防接種関連経費 1 億 4 , 3 1 0 万 4 千円ですが、これは優先的に接種する者のうち、生活保護、市民税非課税世帯に対して、新型インフルエンザワクチン接種費用を助成するものでございます。

次に、住宅用太陽光発電システム設置補助金 1 , 3 8 0 万円は 1 1 5 件の追加分でございます。

資料ナンバー 1 の裏面の方をご覧いただきたいと思います。学校用地購入費 1 億 3 , 1 9 6 万 5 千円でございますが、黒田小学校の用地は現在の学校敷地以外に新たに取得するものでございますが、起小学校と尾西第一中学校用地につきましては、現在の学校敷地の中で個人名義になっているものを取得するものでございます。資料ナンバー 1 の 1 の裏面にございます資料ナンバー 1 の 2 をご覧いただきたいと思います。これは起小学校の用地を表わしたものでございますが、黄色で表示してあるところが今回購入するところの 2 筆分でございます。次に、資料ナンバー 1 の 3 をご覧いただきたいと思います。尾西第一中学校の敷地を表わしたものでございますが、黄色で表示してあるところ 2 筆が今回購入するところでございます。

恐れ入りますが、戻っていただきまして、資料ナンバー 1 の裏面の方をご覧いただきますようお願いいたします。丸印の上から 2 番目に記載していただきます財政調整基金積立金につきましては、3 億円でございます。

また、企業会計であります病院事業では、東館感染症室、結核病床変更設計委託料として 1 , 2 4 2 万 4 千円がございまして、これは、県立循環器呼吸器病センターの統合に向け、東館の改修を行うためのものでございます。

以上が一般会計の補正予算等でございます。

次に、条例関係につきまして、2 点ご説明させていただきますが、口頭での説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

1 点目は、議員報酬、特別職及び一般職の給与に関する条例の改正でございます。

この改正は、人事院勧告に基づくものでございまして、本市の給与条例が国に準じて定められています関係上、国の法律に準じた給与条例の改正でございます。

改正内容につきましては、給料表の改正及び期末手当・勤勉手当の改正でありまして、まず一般職の改正でございますが、給与改定率につきましては、給料が 0 . 1 4 パーセントの引下げ、その他が 0 . 0 2 パーセントの引下げ、合計で 0 . 1 6 パーセントの引下げとなっております。

続きまして、期末手当の改正でございますが、年間支給月数で 0 . 2 5 月の引下げとなり、その内訳としましては、1 2 月期の期末手当を 0 . 1 0 月分引下げる改正となっておりまして、6 月期の期末手当で、0 . 1 5 月分の支給凍結がございまして、年間で 0 . 2 5 月分引下げたこととなります。

次に、勤勉手当の改正でございますが、年間支給月数で、0 . 1 0 月の引下げとなり、その内訳としましては、1 2 月期の勤勉手当を 0 . 0 5 月分引下げる改正となっておりまして、期末手当同様、6 月期の勤勉手当で、0 . 0 5 月分の支給凍結がございまして、年間で 0 . 1 0 月分引下げたこととなります。

次に、特別職及び議員の改正につきましては、国の特別職及び国会議員の取扱いに準じまして、市の特別職及び市議会議員に対する期末手当の支給率を引下げる改正でございます。

期末手当の支給月数につきましては、1 2 月の支給月数を現行の 1 . 7 5 月分から 1 . 6 5 月分に改正し、6 月期の期末手当で、職員と同様に 0 . 1 5 月

分の支給凍結がございましたので、年間で 0.25 月分引下げることとなります。

今回の給与改正によります人件費への影響額は、全会計で 4 億 7,428 万円の減額でございます。また、特別職及び議員の影響額は 937 万 3 千円の減額となるところでございます。

次に、条例の 2 点目でございますけど、一宮市病院事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。一宮市立市民病院に結核病床として 18 病床、感染症病床として 6 病床を新設するものでございます。

以上で、12 月定例議会の報告を終えさせていただきます。

次に、議題 2 の新市建設計画の進捗状況につきましては、企画政策課から説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

【波多野企画政策課副主監】

失礼いたします。企画政策課の波多野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題 2 の新市建設計画の進捗状況についてということで、私の方からご説明をさせていただきます。

お手元の方には、資料ナンバー 2 としてございます A3 で横向き 10 ページの資料がお配りをしてございます。この中には平成 17 年 4 月と合併から 5 年経っておりますが、資料の中には用紙サイズの関係もございまして、19 年度、20 年度、21 年度と直近の 3 か年分の内容とさせていただきます。それだけの内容となっておりますが、文字サイズが小さくて、非常に見づらくなっております。その点につきましては、ご容赦いただきたいと思います。

また、この資料の掲載の基準でございますが、新市建設計画としてお手元に別の冊子が置いてございますが、合併時に作成をしました新市建設計画で定めてございます新市の基本方針、7 つの礎ごとの主要施策を基準として、調製がしてございます。今 7 つの礎と申しました。当初から地域審議会の委員をしていただいている皆様には、すでにご承知の言葉であらうかと思いますが、新たに委員に就任されてみえる方がお見えになりますので、少しお時間を頂戴して 7 つの礎について、説明をさせていただきますと思います。

平成 17 年 4 月の 2 市 1 町の合併にあたりまして、合併後の新しい市のまちづくりの方向性を定めるために策定したのが、新市建設計画でございます。

お手元の冊子の新市建設計画の 14 ページをご覧いただきたいと思います。この 14 ページのところには第 3 章新市建設の基本方針としてございまして、1 つの図表 3 の 1 となっておりますが、図が示してございます。新市の将来像の体系図となっております。この図の一番上に楕円形の部分ですが、3 か所ありまして、安心・元気・協働と示してございます。これが新市の基本理念でございまして、安心して暮らせるまちをつくり、元気に活動できるまちづくり、それと市民と行政の協働によるまちづくり、これを新市の基本理念といたしまして、その下に大きな四角で書いてございます。新市の将来像を木曾の清流に映え、心ふれあう躍動都市一宮というふうにさせていただきます。

そして、この心ふれあう躍動都市一宮の文字の下に、すぐ下ですが新市将来像の 7 つの礎と示してございます。新しい市の将来像を実現するための基本方針でございまして、下 2 段の 7 つのボックス、箱になってございます。これが 7 つの礎でございまして、保健・医療と福祉の充実から行財政基盤の強化に至る 7 つの四角い箱で示しております。全体を指す場合には、7 つの礎と称しておりますし、また、個々の礎を指す場合には、礎 1、礎 2 というふうに称しておるということでございます。

この 7 つの礎の具体的な内容につきましては、この新市建設計画の 19 ページ以降に具体的な記述がございまして、その記述の中身につきましては、本日は省略をさせていただきますが、礎ごとの記述のそれぞれ後に主要な施策を一覧表にまとめてございます。

例えば、21 ページをご覧くださいますと、(3) 主要施策という表がございまして、これは礎 1 の主要施策ということでして健康日本 21 地方計画策定事業から始まる主な事業が表にまとめてございます。同様に、24 ページを見ていただきますと礎 2 の主要施策が表にまとめてあるといった形で、それ以降のページにも、礎ごとに主要な事業が表に示してあります。

本日の配布資料ナンバー 2 につきましては、この表に示してある事業の進捗状況を取りまとめさせていただきます。

この表、礎 1 から礎 7 までの各表の掲載事業の合計は、番号はついていないですが、数えていただくと 58 の事業となっております。本日お配りしております A 3、10 ページの資料は 81 の事業の区分になってございます。これは、その理由は、事業によっては施工箇所ごとに分割して記載させていただいているというのがその理由でございまして、例えば先程の、新市建設計画の 21 ページの表をご覧くださいますと表の上から 3 つ目に市民病院整備事業というのがございまして、新市建設計画の 21 ページの表でございまして、この上から 3 つ目の市民病院建設事業が、本日の資料では 1 ページ目の 3 番のところで市民病院本館の建替、同じく 4 番で尾西市民病院耐震補強工事といったような形で、ものによっては 2 つに分けて記載をさせていただいたということで、資料では 81 の事業に分かれておるということでございます。

また、この新市建設計画の中身でございまして、一宮市では、昨年 3 月に、20 年度から 29 年度までの向こう 10 年間の市政運営の根幹となります第 6 次の一宮市総合計画を策定させていただきました。この新市建設計画で示されております先程の図表の部分でございまして、基本理念である安心・元気・協働、それから、将来像の木曾の清流に映え、心ふれあう躍動都市一宮はその第 6 次総合計画にそのまま引き継いでおるところでございまして、また、総合計画に掲げさせていただいている施策につきましても、今ご説明申し上げました 7 つの礎に沿って体系化をさせていただいております。7 つの礎の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、配布資料の具体的な内容の説明に先立ちまして、配布資料の方の作り付けについても若干ご説明を申し上げます。表の一番上の薄いグレーになっている部分、見出しの項目でございまして、この見出しの項目の一番左に基本方針

としてございます。その下を見ていただきますと、礎 1 保健・医療と福祉の充実としてございますように、ここに分野が書いてございます。今、申し上げました新市建設計画の 7 つの礎のどの礎の事業かということになります。その右にいきますと、ナンバーが打ってございまして、ナンバーの桁が濃いグレーになっておる桁があるかと思えます。1 ページですと 3 番、4 番、7 番、8 番、9 番というところですが、これにつきましては、ハード事業を表わしております。また、丸がついているナンバーがございまして、これは、今回資料を 19 年度から 21 年度の 3 年度分の掲載にしたために、実施内容の欄が空欄になっている事業がいくつかございます。これらの事業が完了した事業なのか、あるいはまだなのかということが、なかなか空欄では分かりづらいために、前年度までに完了した事業、あるいは中止した事業については、このナンバーの数字を丸で囲んで示させていただいております。

例えば、1 番の健康日本 21 地方計画策定事業を丸で囲ってございます。どのタイミングで完了しているのかということにつきましては、事業概要という列がございまして、ここの記述に事業の説明の最後に太いカッコでこの事業の場合は、18 年度計画達成済みというような形で、この位置に丸をうってあります事業の説明、いつの年度に完了したとか、そういった説明をこの事業概要の後のところに示させていただいております。ナンバーの右隣からは、具体的な事業名、事業概要それから現在所管しております部署が記載してございます。更にその右には、19 年度から 3 か年の実施状況を載せていただいております。

今年度、21 年度につきましては、カッコ予定を含むとさせていただいて、2 つに区分がしてございます。資料の調査時点が、表題のうしろにもございまして、今年の 1 月現在の調査時点としておりますので、9 月議会までの調査時点で既に予算措置が済んでいる部分と、終わったばかりですが 12 月議会あるいは年明け 3 月議会で補正が見込まれる内容とに分けて区分をさせていただいております。

このような形で表の作りつけをさせていただいてございまして、本日は時間の都合もございまして、全 81 の事業のなかで現在進行形のものを中心に説明をさせていただきます。

すいません、大変前置きが長くなりましたが、今から資料の内容についての説明を始めさせていただきます。

1 ページ目の 3 番をご覧ください。市民病院総合整備事業でございます。これは一宮市民病院を、尾張西部地域の基幹病院としまして、救急救命センター・総合周産期母子医療センター・地域がん診療連携拠点病院あるいは災害拠点病院、そういった機能を整備・強化していこうという事業でございまして、これまで数か年にわたって本館の建替え工事を進めてまいりました。

皆様ご案内のように、今年の 10 月に待望の新南館が完成をいたしまして、地域医療の中核病院としまして、より一層の充実が図られたところでございます。

続いて、6 番の子ども医療費助成事業でございます。この制度につきましては、今年度から新たに就学児のうちで 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの通院、非常に分かりづらいんですが、簡単に申し上げますと、小学校を卒業

するまでの通院に対して 3 分の 2 の助成を行うというような部分の制度を拡充させていただいております。

続きまして、8 番の介護給付等対象サービス充実事業でございます。こちらの事業につきましては、特別養護老人ホームなどのそういった建設に対する助成、補助等をしております。今年度につきましては、小規模多機能型居宅介護施設、これが 2 施設の建設費でございます。それと、既存の認知症グループホーム 8 施設のプリンター設置、それに対する補助金の支出をしております。小規模多機能型居宅介護施設と申しますのは、要介護者の態様や希望に応じて通いによる介護を中心としながら、随時訪問あるいは泊まりによる介護を組み合わせ、施設あるいは在宅での介護、更に日常生活の援助を行う、そういうことを目的とした施設でございます。今回建設される 2 施設とありますが、一つは西成連区の浅野小学校の北東のところに予定をされております。もう一つについては大和町の於保、南の方ですが一宮興道高校の北東方面のところに予定をされておまして、どちらの施設も登録の定員は、通い・訪問・泊まり、あわせて 25 人となっております。いずれも年明け 4 月の開設の予定となっております。

資料の 2 ページにお進みいただきたいと思っております。12 番の放課後児童健全育成事業でございます。この事業につきましては、保護者の方が仕事を持っている、そういった理由で、下校後に家庭での養育ができない小学校の低学年の児童の皆さんを、児童館あるいは児童クラブで養育をするという事業でございます。今年度は新たに、神山第 2、末広第 2 それから奥の 3 つの児童クラブが開設されておまして、児童クラブ数は昨年 25 から 28 へと、3 つ増えております。一番右の 21 年度の今後補正見込の列で、新規児童クラブ設置にかかると記述がございますのは、先程議題の 1 に上がっておりました、来年 4 月開設予定の仮称小信中島児童クラブのことでございます。

17 番の市営住宅建替事業につきましては、玉野団地 2 期棟 30 戸の建設工事に着手をしております。施工場所としましては、尾西地区でございます。名鉄尾西線の玉野駅から少し南へ入った位置になるかと思っておりますが、21 年、22 年の 2 か年での建設を実施いたします。

事業ナンバーの 21 番、それから 22 番、ページを跨いで 3 ページの 23 番の事業につきましては、それぞれ雨水貯留施設の整備事業でございます。今年度につきましては、いずれも、浸水対策が急務となっております丹陽町地区での事業を進めているところでございます。

それから、同じく 3 ページの 26 番、木曾川河川敷公園整備事業でございますが、今年 9 月の第 2 回の尾西地域審議会で、この木曾川河川敷公園の策定につきましては、公園緑地課の方から説明があったと聞いておりますので、説明は省略させていただきますが、順調に事業は進んでおるということでございます。

続きまして、27 番、28 番の緑道の整備でございます。昨年までに引き続いて毛受緑道、尾西緑道西線の整備を進めておるところでございます。毛受緑道といいますのは、場所的などころとしては、宮田用水の一宮井筋の水路敷になります。一番イメージしていただきやすいのは、産業体育館の西側あたりがもう水路敷ができております。そこが一宮井筋の神山緑道と称しておまして、そこから

更に下流へ進んで行った大和町の毛受地区、今そのあたりの緑道整備をしておるということでございます。それから、尾西緑道西線といいますのは、旧奥村井筋になります。昨年は小信中島地区、ちょうど堤治神社から奥町境であったかと思いますが、今年度は奥町地区の方へ整備が進んでおるということでございます。

続きまして、29番の公園・緑地整備事業でございますが、こちらにつきましては、今年度は街区公園として2つの公園の整備を予定しております。街区公園と申しますのは、比較的小さな公園でございますが、施設の標準的な規模、標準的な規模としては0.25ヘクタールぐらいで、誘致距離と申しますが、だいたいどのぐらいの距離の方が利用されるかという標準的な距離は250メートルぐらいの距離の方が遊びに来てくれる公園、それを街区公園というそうでございます。1つ目の新田公園と申しますのは、丹陽町の伝法寺地区、一宮インターよりも南の方のエリアになります。そちらに、新たに街区公園を新設するものでございます。もう1つの明地東公園といいますのは、旧尾西市の南部、明地地区にあります、いままでも明地東児童遊園ということで児童遊園がございましたが、所管を子育て支援課から公園緑地課に移しまして、街区公園として改修整備をするものでございます。その下の、木曾川尾西緑地、木曾川沿川緑地といいますのは、26番の事業の再掲でございますので省略させていただきます。

31番の最終処分場開発事業でございますが、この件につきましては、20年の4月に一宮市では、指定ゴミ袋制度を導入して新しいごみ出しルールでスタートしております。そういったこともございまして、現在の処分場の延命を図ることとしまして、現時点では具体的な動きはございませんということでございます。

次の、32番の粗大ごみ処理施設建設事業でございます。これは一宮市の環境センター内の老朽化しております粗大ごみ処理施設を更新して、リサイクルセンターとして建設をする事業でございます。今年度につきましては、環境アセスメントを実施いたしますとともに、PFI方式で建設をするに当たりまして、事業者選定に向けたコンサル業務、そういったものを委託をしておるところでございます。

続きまして、35番の公共下水道第3期拡張事業でございます。この事業は一宮駅の周辺など中心部を対象とした、単独の公共下水道整備事業でございます。今年度に予定しておりますのは、富士3丁目と浅野地区ということでございますが、場所のイメージとしては国道155号線と名岐バイパスとの交差点、この交差点の西側辺りが富士3丁目、東側が浅野地区ということで、今年度はその辺りの整備を進めておるということでございます。

それから続いて、36番の日光川上流域関連公共下水道事業と、ページを跨ぎますが4ページの37番五条川右岸流域関連公共下水道事業、この2つの事業につきましては愛知県が実施をする流域下水道事業と協調して公共下水道施設を整備していこうという事業でございます。日光川上流流域の方につきましては、計画区域は市域の西部になってございまして、本年度につきましては今伊勢町の馬寄地区、それから尾西の開明地区あとは木曾川町の外割田地区を対象に事業を予定をしております。また、4ページの五条川右岸流域の方につきましては、こちらは市域の東部が計画区域となっております、本年度予定をしておる区域は

千秋町の南の方、小山地区を対象地域として事業を進めておるということでございます。公共下水道事業につきましては、今の 3 つの事業全て含めて事業計画に基づいて順次整備を進めており、昨年度末、20 年度末の下水道普及率としては 49.5 パーセントとなっております。

4 ページの 40 番に、お移りをいただきたいと思います。斎場整備事業でございます。斎場整備事業につきましては、21 年度、22 年度の 2 か年でこちらも PFI 方式により、建設をいたす予定でございます。建設監視等委託料となっておりますが、これは民間事業者が進めます施設の設計、あるいは建設について、きちんと実施されているのかどうかを監視する業務、あるいは事業者が金融機関と借入れなどの協定締結するに對してのコンサル業務、そういったものの委託料ということでございます。

5 ページにお進みいただきたいと思います。一番上の 43 番、企業立地の促進に関する奨励事業・新規産業の創出としてでございます。21 年度の実施状況欄の、カッコ 3、4、5 としまして一宮木曾川インター南部地区ということで、現況測量始め 3 つの業務が記載してございます。場所的には、高田という地区にあたりまして、イメージしていただけますのは、ソニー一宮がでございます。そのパイパスを挟んで、はず向かいといえますか北東辺りのエリアが高田という地区で、そのエリアにおいて産業用地の開発ということで、経済部の産業基盤整備室が事業を進めておるということでございます。今年度の予定事業は今申し上げた予定区域内の現況測量、ボーリング調査、それから地区界といえますが区域対象エリアとそれ以外のところの外周の部分ですが、区域の外周の延長の測量、そういったものを行うということでございます。

次の 44 番の工業基盤整備事業でございます。こちらにつきましても、工業だけに限らず流通その他の産業も視野に入れた基盤整備ということで、こちらの事業につきましても産業基盤整備室が事業を進めております。記述の中に丹陽北部地区拠点整備業務委託としてございます、具体的には丹陽町の重吉地区と三ツ井地区というところで、土地改良事業によって産業用地を創出しようという事業でございます。大体どの位の位置になるかと申しますと、重吉地区と申しますのは、名神高速道路の上り線名古屋方向側の尾張一宮パーキングエリアがでございます。そのパーキングエリアの北側辺りの位置になります。それから三ツ井地区といえますのは、同じく上り線のパーキングエリアの西側辺り、重吉地区のすぐ南側になります。今年度につきましては、両地区の内の北側、重吉地区の事業化に向けて進めておるということで、区画の形状や整備する道路の規模、あるいは土地利用区分の検討業務、そういったものを委託している状況でございます。

資料の 6 ページの方にお進みいただきたいと思います。50 番の学校施設改修耐震事業でございます。こちらにつきましては、合併後、多くの小中学校がございまして計画的に耐震改修を進めさせていただいております。来年の 22 年度で概ね完了になる見込みだということでございます。

その下、51 番の仮称木曾川文化会館でございますが、この文化会館につきましては、質の高い音楽ホールを建設したいというようなことで、18 年度に、この資料には載っていませんが 18 年度に基本計画を策定し、19 年度には基本設

計も行っている施設でございます。しかしながら、ここに記述がしてございますが、用地取得が一部非常に難航しているというような理由がございまして、計画しておる場所を断念して、木曾川町地内での別の適地を検討する方向へ、舵を切り直したというような状況でございます。

続いて、52番の市立公民館の建替え事業でございます。合併後19年度まで今伊勢公民館の改築をいたしまして、現在は21、22の2か年で北方公民館の改築工事を行っているところでございます。

次の、53番の市立公民館施設整備事業につきましては、今後、新たに公民館を建設する必要性が出てまいりますればということですが、その時点で検討させていただくということにしております。

その次、54番の親水的スポーツ・レクリエーション施設の建設につきましては、事業概要にも書いてございますが事業内容を再検討するというところでございまして、現時点でご報告できるような、具体的な進捗はないということでございます。

55番の生涯学習機会の充実につきましては、20年度に生涯学習推進計画の見直しを行ったところでございまして、今後も更なる学習機会の充実に努めてまいりますということでございます。

7ページにお進みいただきたいと思っております。57番、一番上の総合体育館建設事業でございます。尾張西部の中核都市として、一宮市にふさわしい規模と機能を持つ総合体育館を光明寺公園に建設する事業でございます。すでに始まっておりまして、22年度の完成に向けて着々と工事が進んでおるといったところでございます。

次の、58番の幹線道路整備事業でございますが、今年度は新一宮尾西線でございます。一宮駅からまっすぐに西へ向かう道でございまして、尾西スポーツセンターの前を経て、一番木曾川に近い富田地区にまで続く都市計画道路でございます。もうすでに、西尾張中央道から西へ入った大和町の福森地区、旧尾西市境までは出来上がっているのは、皆さんご存じかと思っておりますが、昨年度からは三条地区内の用地購入等が進んでまいりまして、いよいよ工事が始まるかという段階に入ってきておるということでございます。

60番のバス運行事業につきましては、公共施設を循環するiバス、バス路線が廃止された地区を通る生活交通バスということで、あわせて6つのコースで運行をしております。このうちiバスの尾西南コースでございますが、今年の7月にコースの見直しを行いまして、旧尾西市の南の地区、朝日地区の方から乗り継ぎなしで、この尾西庁舎の周辺までお出かけいただくようなルートに変更がなされてございます。

8ページをお願いいたします。61番の一宮駅周辺開発事業でございます。尾張一宮駅前ビルということで昨年度に基本設計と実施設計を一括発注をいたしております。今年度は実施設計を行っているという状況でございます。それと併せまして、駅前ビル建設に伴う物件補償等の影響調査、そういったものも行っているという状況でございます。

次いで、62番の都心基幹道路等整備事業でございます。こちらは栄線ござ

います、一宮駅前を北へ向かう路線が栄線でございます。そちらで電線共同溝の整備、そういったものを実施しておるということでございます。

次の 6 3 番、中心市街地整備事業でございますが、記述の中にもございますように、現在検討中の中心市街地活性化基本計画案に対する内閣府からの指導助言というものがございまして、現在は官民一体となった計画案となるように更なる検討を行うことといたしております。

下の方、6 6 番から 6 9 番につきましては、市内にあります各インターチェンジ周辺の都市基盤整備事業でございます。順番がちょっと前後いたしますが、6 7 番の一宮木曾川インターチェンジ周辺地区につきましては、先ほど 4 3 番の事業のところ、名岐バイパスを挟んだソニー一宮の反対側のエリアということでご説明させていただいた事業になります。

また、6 8 番の一宮インターチェンジ北東地区につきましても、先ほど 4 4 番のところ、名神高速道路の尾張一宮パーキングエリアの北側辺りの丹陽町重吉地区で、土地改良事業による産業用地創出を図っていると説明をさせていただいた事業でございます。

6 6 番と 6 9 番、一宮西インターチェンジ周辺、それから東海北陸自動車道尾西インターチェンジ周辺の開発につきましては、なかなか事業開始まではまだ至っていないというような状況でございます。

資料の 9 ページの方へお進みいただきたいと思えます。7 1 番のところでございますが、新たな住民参加・協働の仕組みの検討としてでございます。昨年の 1 2 月のこの尾西地域審議会で、私ども企画政策課の方から自治基本条例とはどういったものかというようなことで少しお時間を頂戴して説明をさせていただきました。そのときは説明の中で自治基本条例仮称を考える会からの提言書がまもなく出来上がってまいりますといった説明をさせていただいておったかと思えます。その考える会から今年の 3 月に、提言書を提出していただきまして、現時点では、新たに設置をいたしました仮称でございますが、自治基本条例素案検討委員会そちらにおきまして考える会の提言書を基にした条例の素案を検討していただいております。年が明けて 2 月上旬には、素案検討委員会から答申がいただけるのではないかとこの段階に入ってきております。

7 2 番の N P O 等活動支援事業では、昨年市民が選ぶ市民活動支援制度というものを昨年 2 0 年度にスタートをさせていただきました。皆様もご承知いただいていることかと存じますが、地域の課題解決のために活動しているいろいろな市民活動団体に対して市民の皆さんの意思を直接反映させて、団体の活動を支援できるようにという主旨で創設した制度でございます。1 8 歳以上の市民の方に支援したい団体を選択、投票していただく、団体には投票数に応じて活動支援金を交付するというものでございまして、先だって今年度の支援対象団体が決定したというニュースも中日新聞等に出ておりましたが、昨年より 7 団体増えた 7 7 団体となっております。

また、今年度の市民一人当りの支援金額でございますが、これは毎年 6 月 1 日時点の個人市民税の税額の 1 パーセント相当、それを同日現在の 1 8 歳以上の市民の数で割り戻した額としておりますが、今年度の場合は 6 4 5 円という単価にな

っております。市民の皆さんには 1 月の下旬頃になりますが、2 月号の広報一宮と同時配布でこの支援対象団体の紹介の冊子を配布させていただき予定をさせていただきます。皆さんの投票は、年が明けて 1 月 23 日から 2 月 22 日までの 1 か月間で実施をする予定でございます。

続きまして、75 番の男女共同参画推進事業でございますが、事業概要の 3 つ目のところに、男女共同参画計画の策定と 1 項目記載を今年増やさせていただいております。これにつきましては、現在の一宮市の男女共同参画計画、その計画期間が来年 22 年度で満了となりますために、今年度から新たな男女共同参画計画の策定に向けた取り組みを始めたところでございます。今年 10 月に市長の方から男女共同参画推進懇話会に対して、新たな計画の素案策定について諮問をさせていただいたところでございます。

最後の 10 ページをお願いいたします。10 ページの一番最後 81 番、新庁舎整備の検討をご覧いただきたいと思っております。報道等でご承知いただいておりますが、現在の一宮庁舎の位置で計画をしております。今年 4 月に新庁舎建設検討委員会において、新庁舎建設基本計画が策定してありますが、そのへんについては妥当である、妥当と判断しますといった答申をいただいたところでございまして、現在は 21 年、22 年度の 2 か年で実施設計に入っている段階でございます。

説明は以上でございます。今ご覧いただきましたように、新市建設計画事業の大部分のものは着実に実施をさせていただいておりますのではないかと、中には完了した事業もぼちぼち出てきておるということを見取っていただけたのではないかと感じております。

大変早足での説明となってしまいまして申し訳ございませんでしたが、以上をもちまして平成 21 年 11 月現在での新市建設計画の進捗状況についての説明とさせていただきます。ありがとうございました。

【吉田会長】

ご苦労さまでした。議題 1 番及び議題 2 番について、説明が終わりました。これについて質問がありましたら、ご発言をお願いします。

よろしいでしょうか。質問もないようでありますので、議題 3 番のその他に移りたいと思っております。その他でありますので、市の方から何かありますか。

【尾西事務所長】

こちらからは、特段ございません。

【吉田会長】

皆さんありましたらご発言を願いたいと思っております。

【青木委員】

地域づくり協議会のこと、他の会議でも出てきて、以前ここで市長さんからも説明をいただいたことがあるんですけども、尾西地区は連区制が 20 年度から

スタートして連区制の運営について役員として関わっていたり、その連区で行われている公民館活動であるとか様々な事業のところに関わってらっしゃる人というのは、ある程度連区制についても把握ができていると思うんですけど、なかなか一般の住民の方まで、何それっていうか。催し物があるとかこういうものがあるから参加しませんかと申し込みがあるとそれには参加するのであるけれど、町内の中が連区制で動いているということは、なかなか分かりづらいままきてい

るのではないかなと思うんです。
それとともに、まちづくり協議会というのがまた新たに動き始めているんです。ある連区長さんだと連区制のスタートと一緒にしてほしいねと。せっかく連区制がスタートして徐々にきているところに、また新しいものが出てくるとなるとなかなか、旧一宮市では連区制がもう何十年も前からなんです。どのように理解したらよいのかなかなか分かりづらくて、次年度ですか 2 地区で協議会が始められるということでしょうか。

【谷市長】

西成がスタートしています。今、向山というところと北方というところの 2 か所で準備会が出て、来年発足に向けて今いろいろと相談しているわけです。

【青木委員】

今後全市にわたってそれを、やっていくんですよね。そうすると、その見通しというのか全体にどのくらいを予測されて、考えていらっしゃるのかということをお尋ねしたい。

【谷市長】

これからの進め方を見ていかないと、何とも言えないところあるんですが、私個人的には、あと 5 年位はかかるのかなあと、1 年間に 4 つ位ですね。そういうぐらいのイメージでいるのですけれど。早ければ、もう 1、2 年早くなるかも知れませんが、加速度的に上がっていけば、尾西地区でやったらどうかというご意見も確かにある訳で、手を上げていただければそこでやってもらえばいいんですが。ただ、冒頭おっしゃるように連区制というものの自体への理解というか、浸透力というのがある程度進んでいないと、やってもあまり意味がないというか、ご理解が深まらないのかなあと思ったりしております、そのへんが難しいところなんです。旧一宮市の方は、割と分かっていたらいいんですけど、それはいいなあと分かっていたらいいんですけど、尾西の方はそこまでちょっとどうかなあと。

【青木委員】

連区制自体にまだあまり浸透していないような気がします。

【谷市長】

そうですね。まだ、2 年目ですもんね。更におっしゃったように、公民館活動とか女性部の活動とか子ども会とかに直接関わっていらっしゃる方達はよく

分かっていると思うのですが、そういうことがあるのでしょうか。

【前田委員】

それに関連すると思うんですが、先程の 5 3 番の公民館整備事業ですね。新たに公民館を造る、尾西地区の場合ですと公民館が無いですね。ちゃんとした公民館、例えば中央公民館、庁舎の中に三条地区とか入るとかなるわけで公民館の活動自体が、なかなか浸透しないということがあると思うんですね。

たまたま公民館運営委員として今携わっていて、公民館のこういう事業がありますよと言っても、公民館事業って何っていうことになります。まず、そこから入ってしまうので、私が合併する時に公民館を建てていただけるんですかと、ご質問したことが一度あるんですけど、南部は公民館があるということで、南部の人達はしっかりしていると思うんですけど、こちら方面としては、自分達の公民館というのは、身近にないというのが難しいのかなと思います。

【谷市長】

合併してですね、そのあと尾西地区の連区をどうするか、2 年位いろいろご相談申し上げた訳です。その時に、元々尾西市という 1 つの区分である。本来は、1 連区でもいいはずなんですけど、ちょっと旧一宮市や木曾川町と比べると、大きいので 1 つではいかんでしょうと。2 つ、3 ついろんな考え方があるかと思うのですが、我々の腹案では中学校が 3 つありますから、大体旧一宮市も中学校単位になっておるんですね、おおよそ。

その後、尾西も中学校単位ぐらいで、おおまかに 3 つぐらいの連区というのが適当かと、思いながらご相談をした訳です。その協議の中で先祖帰りをしまして、そもそも尾西市が出来る前という話になってしまい、それぞれが独自性が出てきてしまって、最終的には 6 つということになってしまった。ちょっと私たちから言うと、あれっという感じがあった訳ですけど、そこまで行く前に最初の時に冒頭でこれからの連区をどうするかご相談いただきますけれど、どんな結論になろうと、1 つになろうと、あるいは 3 つになろうと、もっとそれ以上になろうとも、各連区に 1 つずつ旧一宮市のように出張所や公民館を造るような考えは、今は持っておりませんということ念押しをいたしました。それは、例えば南部公民館があるし、中心部には立派なものがある訳ですので、どこも一応地理的には割と引っかかってきているんですね。ここは、三条も引っかかってきているし、大徳も引っかかってきているし、起も引っかかってきているということで、それぞれ使ってもらっていいのではないかなあと思いながら、そのことを申し上げてきた訳です。

ただここへきて、各地から公民館建設の要望が続々と出ておりまして、もうこの位要望書がある訳です。ですから、全部出れば同じことですよね、全部出ている訳ですから。条件的には同じになるのですが、旧尾西地区についても、何らかのことは考えていかなければと思っております。いずれにしても、先程青木さんがおっしゃったように、公民館活動というものが徐々に今実績を上げつつあります。その習熟度に合わせて考えていけばいいのかなと、実際にシルバー教養講座

だとかをやっても、とてもつどの里などに入りきらないほどおいでになるとか、そういう現実には確かにある訳です。そういう施設が必要だろうなあということは、重々よく分かるのですけれど、さあいざ造るとなると場所の選定から始まって、いろいろ準備がございますので、そう簡単にはいかない。ちょっと長い眼で見ただけならば、そういうことも将来的には視野に入れなければいけないと思っています。

【前田委員】

事業を計画して、開催地はどこと言われて、庁舎 6 階と言うと、市の事業という感覚が、ちょっと混乱されるのか公民館活動だよと言っても、やはり市の庁舎 6 階というのがあると市の行事イコールになってしまっているところがある。なかなか公民館活動を P R するのも難しいのかなあと思っています。

【谷市長】

それぞれの地域に、やはり例えば小信なら小信というふうに頭に入っていると、その中でないといかんという感覚になりますよね。それは、分からないではないですけど。

【前田委員】

ありがとうございました。

【吉田会長】

時間も参りましたので、これで会議を終わりたいと思います。次回は年が明けて、3 月議会が終わったところで、第 4 回の地域審議会を開催します。

委員の皆さん方には、年末でなにかと忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして審議会を終わりますが、今年もあと僅かとなりました。大変な年でありましたが、来年はいい年であることを、皆さんと一緒にご祈念申し上げます。審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(午後 2 時 5 9 分閉会)